

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 佐久市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.4%
全職員	61.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	85.0%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	93.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.4%
31～35年	91.6%
26～30年	93.9%
21～25年	75.2%
16～20年	69.9%
11～15年	86.3%
6～10年	84.2%
1～5年	63.2%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分について、女性職員が1名のため非公表。
- ・給与水準の高い医師が、勤続年数の低い区分に多く、差異に影響している。
- ・勤続年数別の1～5年区分について、他機関より出向している職員がいるため、差異に影響している。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者になっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約76%、住居手当は67%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。